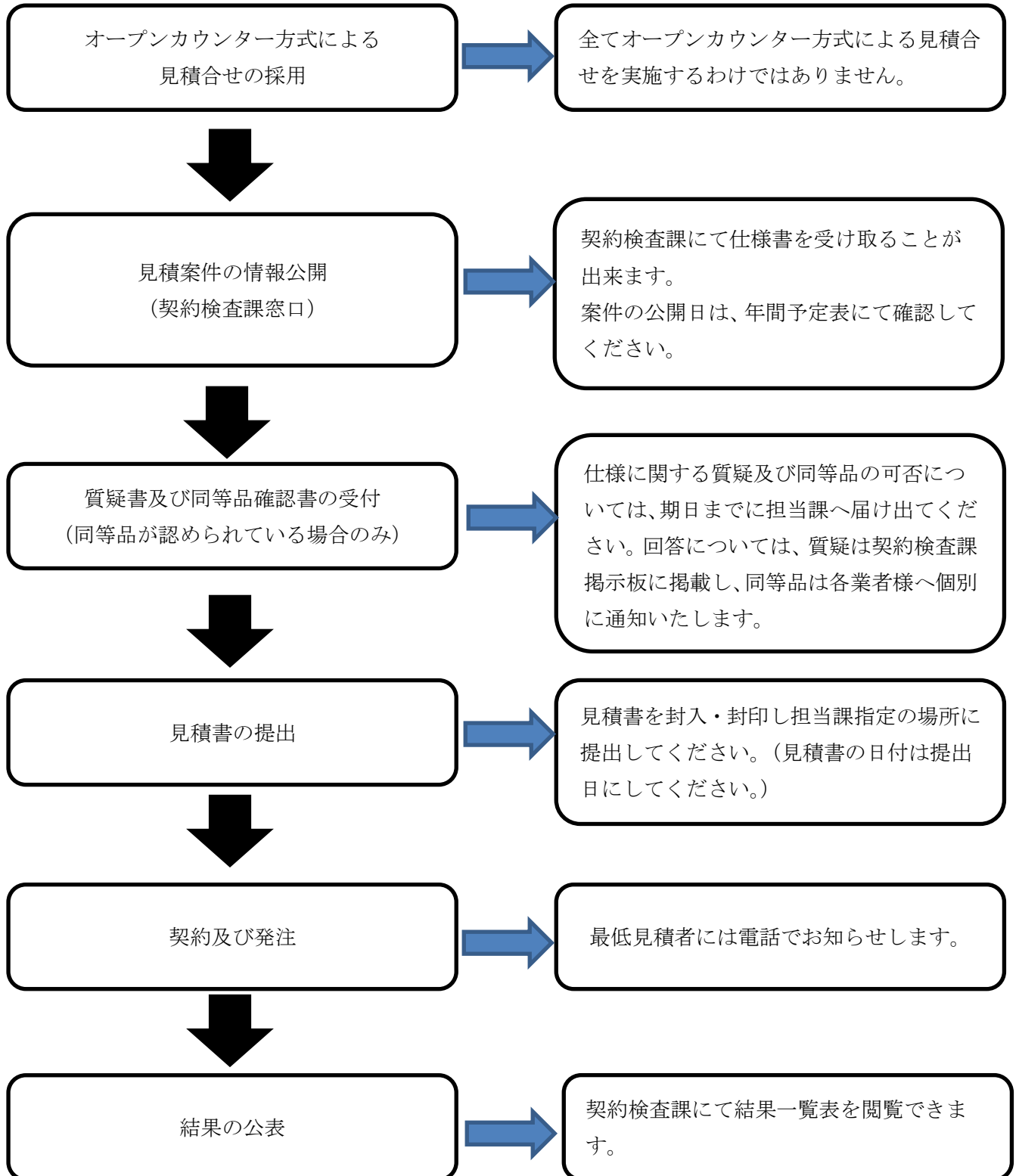


オープンカウンター方式による見積合せ方法について

オープンカウンター方式とは

見積もりの相手方を特定せず、案件を公開して、一定の資格を有する見積参加希望者から見積書の提出を受け、相手方を決定する方法です。



注意事項

○案件の公開について

案件については、公開予定日に沼津市役所 3 階契約検査課窓口 に仕様書等を設置するので、参加を希望する案件の仕様書等をお取りください。（公開期間は、案件公開日から見積書提出期限までとします。）

なお、公開中の案件の名称、種類、地域要件、担当課については一覧を契約検査課窓口及び沼津市ホームページに掲載いたします。

○参加資格について

参加者については下記条件を満たすこととします。

- ・ 案件公開日時点で、該当業種について入札参加資格の認定を受けていること。
- ・ 地域要件の指定がある場合、それを満たすこと。
- ・ 印刷案件については、自社に該当案件に対応可能な印刷機を保有していること。
- ・ その他、沼津市物品調達等におけるオープンカウンター方式による見積合せ実施要領第 3 条の参加資格等を満たすこと。

○質疑について

質疑がある場合は、指定期日までに担当課へ質疑書の提出をしてください。回答については契約検査課窓口に掲載します。なお、回答は遅くとも金曜日午前 9 時までに掲示いたします。

○同等品の確認について（同等品が認められている場合のみ）

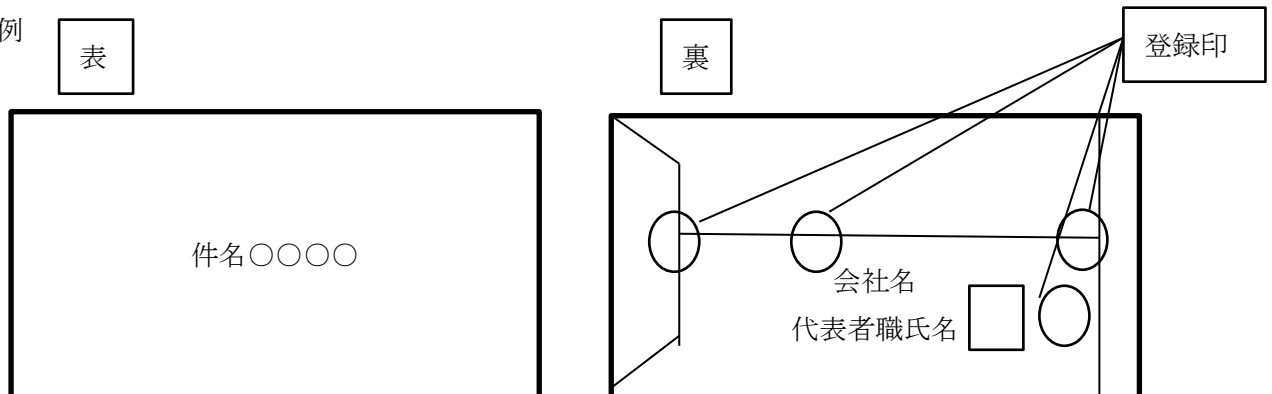
同等品での参加を希望する場合は、担当課へ同等品規格確認書の提出をしてください。可否については回答日に担当課より個別に回答させていただきます。

○見積書について

- ・ 見積合せは 1 回行います。
- ・ 見積書は、税抜きで作成してください。
- ・ 見積書の日付は、提出日にしてください。
- ・ 見積書は下記のとおり封入をし、担当課指定の場所に提出してください。

※見積書は決められた提出期間に提出してください。出先機関等で休館の場合は、期間中の別の営業日に提出をしてください。

封入例



- ・見積書は様式の指定のない場合は各社様の見積書で作成をしてください。
- ・沼津市物品調達等におけるオープンカウンター方式による見積合せ実施要領第 7 条の各号に該当する場合、見積書は無効となります。
- ・金額が予定価格に入らない場合は、最低金額の業者様と協議を行います。(協議の際、予定価格を伝えることや、仕様や予定価格を変更することはできません。)
- ・最低価格の業者様が複数いる場合は、見積に関係ない職員にくじを引かせることで決定を行います。

○結果について

- ・開札後、最低価格の業者様へ担当課から連絡をします。その他参加者様については、契約検査課にて結果一覧表を閲覧できるものとします。

○その他

- ・次のものは、それぞれその組合員又は構成員と同一の入札又は見積りに参加することはできません。
 - (1) 中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)に基づく事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合
 - (2) 中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)に基づく協業組合、商工組合及び商工組合連合会
 - (3) 商店街振興組合法(昭和 37 年法律第 141 号)に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
 - (4) 法人以外の共同受注を行う団体

・著作権の取扱いについて

著作権に関わる場合は取扱いに注意してください。

○問い合わせ等について

オープンカウンター方式についてご不明な点があれば、契約検査課契約係までお問い合わせください。また、「沼津市物品調達等におけるオープンカウンター方式による見積合せ実施要領」の確認もお願いいたします。

沼津市役所契約検査課契約係

T E L : 055-934-4713

F A X : 055-931-8892